

心かよい人がきらめく せせらぎ遊園のまち

まちの情報

広報

こうら

<http://www.kouratown.jp/>

2007 12



TOWN INFORMATION

広報こうら 2007年12月号 / 通巻第336号

発行 / 甲良町総務課

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在士 353-1

Tel.0749-38-5061 Fax.0749-38-5072

E-mail hp-koura@town.koura.shiga.jp



役場窓口延長 (午後7時まで)

12 / 14日 (金) 26日 (水)

温水プール休館日

12 / 18 (火) ~ 1 / 3日 (木)

香良の湯休館日

12 / 31 (日) ~ 1 / 3日 (木)

になります。お間違えのないように
(関連記事 P23)

第12回西学区交流会が10月21日に開催。
秋にふさわしくスポーツと食での交流会。
心の温まる交流会がこれからも続きますように...

2 こうら人権フェスタ

4 せせらぎ杯の結果は...

6 在士村おこしフェア

9 年末年始のゴミ処理

11 後期高齢者医療制度

12 甲良町議会議員一般選挙

人権フェスタ
こうら人権フェスタ

11月4日『歩行ラリー』『いきいき健康体験塾』『人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい』の3部作が幕を開けました。

◆町民のつどいでは・・・

- “くくる”の三線コンサート
- 北朝鮮拉致被害者家族会から有本夫妻と増元事務局長の講演

拉致被害者救出署名 293名

募金額 11,901円

皆様のご参加とご協力ありがとうございました。

◆人権交流ひろばでは

- 人権パネル展、甲良中学校美術部による人権ポスター展
- 異文化交流ステージにはブラジルサンバや格闘技の一つカポエラ
- 人権をテーマとした“FDF（ファイティング・

ドラゴン・ファミリー)サークル”のストリートダンス

○ Bangladesh の視聴覚障害者に対する支援団体のショブノのテント村

○韓国伝統音楽を奏でる“すずらん”(高月町雨森)

人権にスポットをあてたこのフェスタでは、国を超えた人権感覚が磨けたことだと思います。

人と人が語り合い協力しながら歩き、健康チェックを体験することで、健康の大切さとコミュニケーションの持続ができ、その喜びが自然環境や人間環境を再認識と再構築する機会となり、さらには、日本国内外の文化・伝統に触れることがそれぞれがもつ垣根を取り除くこととなったでしょう



有本夫妻



増元事務局長



ストリートダンスはじまるよ～



日本でトップクラスのジャグリングショー



かわいい風船ありがとう



小さなハートダンサー

2007 年度人権啓発入選作品

【地域の部】	共に重ねた人権学習 差別を見抜く 地域の力	在 士	松居 光宣	
	どこ違う? 同じ人間 君と僕	在 士	西澤 康寛	
	せせらぎの 清い流れのように 心かよわすまちづくり	法養寺	神野 善裕	
【職域の部】	育てよう みんなの力で 人権啓発	古河 A S(株)	山本 京子	
	変えよう意識 変わろう自分 起こそう行動!	日立電線ロジテック(株)	山本 喜之	
	みんなで学ぼう人権学習 家庭で職場で学校で	日立電線ロジテック(株)	山本 いづみ	
	ふれあいと 対話でつくろう 人の輪を	第一化成工業(株)	藤野 賢治	
	思いやる 心一つで明るい 職場	日立電線ロジテック(株)	近藤 彰宏	
	よい社会 人権キラリ 人キラリ	古河 A S(株)	国領 博章	
	地球人 生きる権利は 皆平等	古河 A S(株)	加藤 博亮	



サンバでダンス!



サムルノリ韓国の風



健康チェック!



カポエラの演舞



くくる琉球の風



歩行ラリー参加者

スポ少

こうら“せせらぎ杯”スポーツ少年団交流大会

野球とバレーボールに分かれ、10月から11月にかけて甲良町を会場に行われました。交流大会とはいえ勝負にもこだわったゲームがくり返されていました。

結果

【野球】

4年生	1回戦	甲良東	不戦敗	旭森
	1回戦	甲良西	8-9	城南
5年生	1回戦	甲良東	1-6	金城
	1回戦	甲良西	8-2	平田
	2回戦	甲良西	0-10	金城
6年生	2回戦	甲良東	9-4	日野
	準々決勝	甲良東	0-2	多賀
	2回戦	甲良西	1-5	安土
チャレンジ杯				
	1回戦	甲良西	3-3	佐和山 (サドンデスで甲良西敗退)

【バレーボール】

予選リーグAゾーン	フジクラブ	2-0	舞鶴(京都府)
	フジクラブ	2-0	神山(福井県)
決勝トーナメント	フジクラブ	2-0	玉緒(東近江市)
決勝	フジクラブ	2-0	トニーズ(京都府)



職場体験

小さな役場職員たち

10月26日、7人の児童が甲良町役場に職場体験に来庁。

テーマは“広報づくり”

7人はカメラマンとインタビュアーに分かれ、庁舎内をまわりました。その体験の中で広報こうらのこの1ページの原稿を作り上げました。7人の気持ちが凝縮された1ページをご覧ください。

役場の不思議

レンタルめがね

高齢者の方が来られたときに、字が見えにくいのでかけてもらうため。



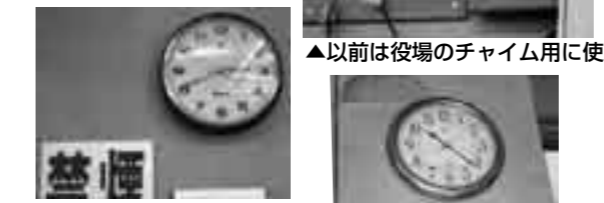
ぬいぐるみ

大人の方が子どもを連れてきたときにぬいぐるみで遊んでもらうため。



3個の時計

お客さんと役場職員のために…



ボク達の感想・・・漢字で表すと

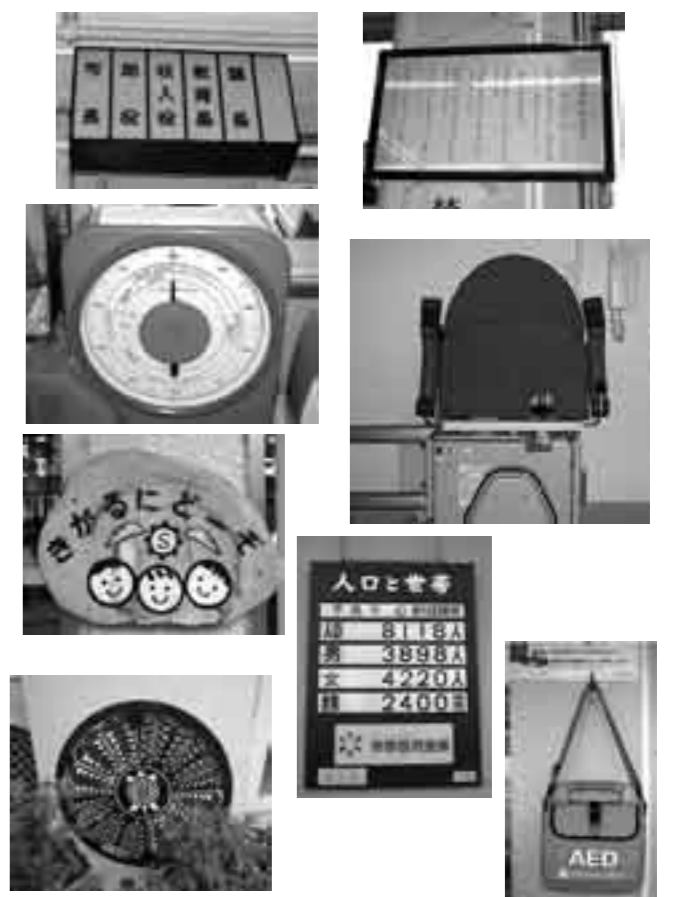
楽！ 難！ 疲！・・・楽しかった\(^o^)/
 難しかった(^_^;) 疲れた(+o+)・・・
 役場不思議発見メンバー(甲良東小学校6年生)
 宮崎克志、吉川宙依、青木蛭哉、奥川 巧、
 市村修平、上川和真、橋本省吾

役場敷地内にある名称看板



他にも不思議が一杯。これ何に使うの？何のためにあるの？

今度役場に行ったらみんな聞いてみてね



西小学校 **せせらぎ発表会**

各学年が人権やまちづくりをテーマに取り組んだ学習成果を、児童と保護者の前で発表する『せせらぎ発表会』が11月9日午後、せせらぎ夢空間（甲良西小体育館）で行われました。

児童の発表のあとには、西学区の5つのむらづくり委員会の代表の方の発表もあり、児童と地域が授業を通して学ぶ新しいワンシーンが作られました。



発表を見る児童の後ろにワラを束ねた筆で書いた文字が展示されていました。
上の写真はワラの筆



5年生「米のゆくえ」の発表の一場面



4年生「出会い・発見」の発表場面

文化祭 **甲良町文化祭**

11月2日（日）3日（土）の甲良町文化祭。

手づくり作品展や文化・芸能発表が行われ、そばでは文化をかおり高いものにしてくれるお茶席。甲良の文化を公民館から発信！



響き渡る声



華やかに、しなやかに



おいしいお茶をありがとう！お菓子も…



なかよくダンシング



玄関を彩ってくれました

健全育成 **甲良町青少年育成大会**

11月11日、甲良町公民館で甲良町青少年育成大会が開催されました。講演会では、講師の長田百合子さんご自身の体験を元に、現在の子育てについて厳しい語り口で参加者に投げかけました。

その他にも「秋季花壇コンクールの表彰」「甲良中学生海外派遣報告会」「作文発表」など、青少年自身が主役となるシーンも含まれ、今後の青少年健全育成につながる大会となりました。



親の重要性を語る講師の長田さん



すばらしい体験報告をする甲良中学生

人権 **人権ライブ**

10月23日（火）19：00から、長寺地域総合センターにおいて、シンガーソングライターとして活動されている森 圭一郎さんを迎えて、『人権ライブ in おさでら』が開催された。200席の会場は満席。「魂をゆさぶれ」、このキャッチフレーズで開催されたライブ。交通事故で車いす生活の森さんからしぼり出される歌声、しかも、体育館に澄みわたる歌声に会場みんなは酔いしれた。小学生から年配までの観客に「こんなライブは初めて」と森さん。さらに、森さんを驚かせたのは、活躍してくれた中学生や高校生たち。実行委員として、準備や当日の任務にまで汗を流してくれた。ライブ前には、森さん歓迎のダンスを披露。「こんなライブは初めて」と、

またも森さん。町外から駆けつけた人も、そんな彼らを真っ先にほめてくれた。彼らが地域で活躍できる場を用意できたこともまた、大きな成果となった『人権ライブ in おさでら』であった。



表彰 **甲良中学校 山本祐司教諭 滋賀県優秀教育実践表彰授与される。**

生徒の興味関心を引きつけながら、基礎・基本の定着を図る指導の工夫改善などの豊富な実績と、滋賀県が独自に作成した英語学習資料の作成委員として貢献。また、県内の英語教育実践者のリーダーとしての活躍が認められ滋賀県教育長より表彰されました。



(11月1日 びわ湖ホールにて)

むらづくり パワフル在士 第2回 在士村おこしフェア

晴天のもと区民の力を結集した『第2回在士村おこしフェア』が在士の公民館で開催されました。

昨年は雨の上冷たい風が吹きすさんでいましたが、しかし・・・今年は「暑い」の言葉さえ出るくらいの上天気でした。

その会場では、餅つき、焼きおにぎり、おでん、長い巻き寿司作り、健康チェックコーナーに大道芸な



50人近くで協力して



うまくできるかな



長巻き寿司で持ち上げて成功!

どが催され、在士の区民の笑顔があちらこちらで見られました。

その一つ長巻き寿司作りでは、3世代の手と手が、昨年の記録15mを2mも上回る17mの記録を作り上げました。(拍手!拍手!)

最後には、思い出と食べ物でお腹いっぱいになって帰りました。



パワー系!? 餅つきお疲れさま



食事でなごやかムード



焼きおにぎりで仲よしムード

研修

今年も在士で、まちづくりの研修 中米・カリブ地域から19名の研修生

10月24日から3日間、中米・カリブ地域から住民主体のまちづくりを学びに研修員19名が在士区を訪れました。

研修生は、国際協力機構(JICA)の「住民参加型農村開発プロジェクト運営管理コース」に参加する技術者や行政職員で、滞在中は在士内を視察、夜は、在士むらづくり委員会など区民との意見交換会などで得た情報を分析、自分の国に帰ってからどんなことができるのかを考え、発表しました。

昨年に続き、研修生を受け入れた在士区では、もちつき大会や地元料理などで歓迎、研修員も中米料理をつくるなど国際交流も深まり、お互いに刺激的で有意義な機会となった。



学んだことを発表 真剣そのものだ



在士むらづくり委員長が説明(高虎公園にて)

ゴミ

年末年始のゴミ処理・火葬場カレンダー

名称	燃えないゴミ 中山投棄場 (彦根市中山町)	火葬 紫雲苑 (多賀町敏満寺)	燃えるゴミ リバースセンター (旧湖東町平柳)	し尿処理 キタセイ (彦根市堀町)
TEL	26-5250	48-1318	45-0366	28-1400
12月21日金	9:00~16:30			
12月22日土	休業			休業
12月23日日			休業	
12月24日月				
12月25日火				
12月26日水			9:00~16:30	
12月27日木	9:00~16:30			
12月28日金				
12月29日土		休業	午後休業	休業
12月30日日				
12月31日月				
1月1日火	休業	休業	休業	
1月2日水				
1月3日木		休業		
1月4日金	9:00~16:30		9:00~16:30	受付業務のみ
1月5日土	休業		午後休業	休業
1月6日日			休業	
1月7日月	9:00~16:30		9:00~16:30	通常業務
その他	許可書が必要。27日までに役場1階総務課へお越しください。	問い合わせは 8:30~17:15	ふとん類受付日は、12/4、11、1/22、29です。事前に関場1階総務課で搬入証を受け取ってください。(印鑑が必要)	年内汲み取りは12/21までの受付分です。汲み取りの受付時間 8:30~17:00

※家庭からの収集ごみについては、ごみカレンダーでご確認ください。

税金

税務課からのお知らせ (☎ 38 - 5064)

**申告が
必要です!**

所得税から住宅ローン控除額を
引ききれなかった方

身近でよりよい行政サービスを行うため、国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が始まりました。それに伴い、ほとんどの方は平成19年1月から所得税が減少し、住民税が増えています。このため、平成18年以前に住宅を購入し、住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の適用を受けていた人は、住宅ローン控除が、所得税から控除しきれない場合があります。このような人は申告により、目減りした住宅ローン控除額を、平成20年度以降の町・県民税から控除できます。

町・県民税で住宅ローン控除の
適用を受けるためには
別途申告が必要です。

申告期限
平成20年
3月17日
まで

町・県民税で住宅ローン控除を受けるためには、毎年の申告が必要です。平成20年度の、「町・県民税住宅借入金等特別控除申告書」は、平成19年分所得（今年の所得）の確定申告をする人は、**申告期限（平成20年3月17日）**までに確定申告書に添付して税務署へ提出してください。また、給与の年末調整を受けていて確定申告の必要がない人は、平成20年1月4日～3月17日の間に役場税務課に源泉徴収票を添付して申告してください。

確定申告の必要がない人は住宅ローンの年末残高を
控えておいてください。

給与の年末調整を受けていて確定申告の必要がない人は、町役場への申告が必要になります。控除申告書には、**住宅ローンの年末残高**などの記載と、源泉徴収票の添付が必要です。年末調整のために、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、勤務先へ提出する前に、同証明書に記載されている年末残高を手元に控えておいてください。

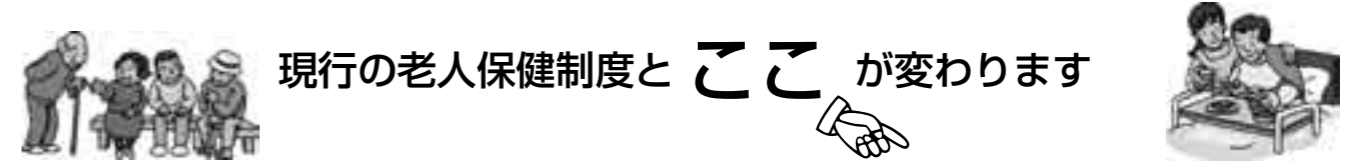
※申告書の様式は、12月中旬以降に役場税務課（窓口）に設置します。

医療制度

平成20年4月から新しい高齢者の医療制度 後期高齢者医療制度がはじまります!

～主な変更内容は、次のとおりです～

- 対象となる75歳以上(65歳以上で一定の障害があると認定された方)のすべての方は、国保、健保組合、共済組合等の健康保険から、後期高齢者医療制度という独自の医療保険制度に加入することになります。
- 保険料は加入者全員が納めます。原則として、介護保険と同様に対象者ご本人の年金から徴収されます。



	現行の老人保健制度 (平成20.3.31まで)	後期高齢者医療制度 (平成20.4.1から)
対象者	○75歳以上の方 ○65歳以上で一定の障害のある方	●現行と同じで、変更ありません
いつから	○誕生月の翌月から資格を取得します (誕生日が1日の人はその月から)	●誕生日の当日から資格を取得します (既に75歳以上の方は20年4月から)
保険証	○健康保険証と市町の老人医療受給者証の2枚が交付されています	●全員に後期高齢者医療制度の保険証1枚を交付します
保険料の負担	○国民健康保険では… →世帯主が負担しています ○会社の健康保険では… →加入者本人が負担しています	●後期高齢者本人が保険料を負担します
窓口の自己負担	○1割負担 (現役並み所得者は3割負担)	●現行と同じで、変更ありません
保険料の納付方法	○口座引き落とし、納付書による納付および給与からの引き去りとなっています	●納付手続きにかかる負担を軽減するため、通常、年金(年額18万円以上)から天引きされます ※介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、送付される納付書等により納めていただきます
運営者	甲良町	●広域連合 (保険証の引渡しや申請書の受付などの窓口業務、保険料の徴収等は市町が行います)

※広域連合とは、県内全市町により設立された特別地方公共団体です。

問合先 保健福祉課(保健福祉センター内) ☎38-5151 FAX. 38-5150

交通安全

年末の交通安全県民運動



平成 19 年度滋賀県交通安全スローガン
「ありがとう」 ゆずりゆずられ 滋賀の道

12月1日(土) ~ 31日(月)

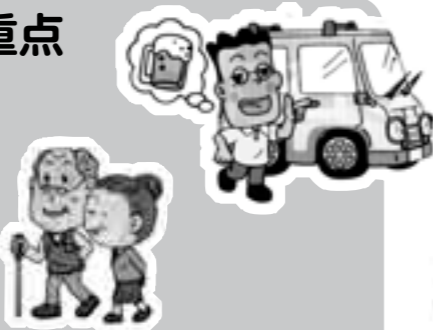
運動の重点

● 飲酒運転の根絶

● 高齢者の交通事故防止

● 全席シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底

● 夕暮れ時、夜間の交通事故防止



安全のため
実施しましょう

選挙

甲良町議会議員一般選挙 立候補予定者等説明会

任期満了に伴う甲良町議会議員一般選挙が、平成 20 年 1 月 27 日(日)に執行の予定です。

この選挙が、能率的かつ一人の違反者もなく、明るく正しい選挙ができるよう立候補予定者ならびに関係者を対象に右記のとおり説明会を開催しますので、立候補を予定されている方は必ず出席してください。



1 日 時 平成 19 年 12 月 18 日(火)
午後 2 時から

2 場 所 甲良町役場 2 階会議室

説明会出席者

立候補予定者、推薦届出の代表者、
出納責任予定者
立候補に係る関係人

記

問合せ先 甲良町選挙管理委員会事務局(役場2階総務課) ☎38-3311

きれいな政治、お金のかからない政治の実現と 選挙の公正の確保をめざした「政治家の寄附禁止のルール」

項目	政治家の寄附の禁止	政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止	政治家の関係団体の寄附の禁止
ポイント	政治家(候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者)は、寄附をすると処罰処罰されます。	有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。	政治家が役員、構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。
内容	政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(*)は除かれる。)は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。 ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀 ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典 (①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。) なお、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。 ※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。	政治家に対し、寄附をしようとして勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰されます。 政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。	政治家が役員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。(政党に対するものは除かれます。)

項目	後援団体の寄附の禁止	年賀状等のあいさつ状の禁止	あいさつを目的とする有料広告の禁止
ポイント	後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。	政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。	政治家や後援団体が、有料のあいさつ状を出すと処罰されます。
内容	後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附を求めると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。	政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる。)を出すことは禁止されています。	政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。 なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

甲良町選挙管理委員会 甲良町明るい選挙推進協議会

新刊 新しくでた本

少女雑誌ふるくコレクション
弥生美術館 中村圭子(なかむら・けいこ)編
河出書房新社(らんぶの本 mascot)

内藤ルネ、田中セツコ、
巴里夫、乙女チック三
羽鳥…。当時の「ふる
く」を見ただけで、少
女時代の思い出が昨日
のことのようによみが
えってくる。「少女界」
から「りぼん」まで、
少女ふるくの足跡をたどる!

旅、あきらめない
高齢でも、障がいがあっても
鎌田實(かまた・みのる)著 講談社

車いすも、入浴も、ト
イレも、食事も、だい
じょうぶ。一歩をふみ
だしたそのとき、人生
は変わる! 医者として
同伴した障がい者やが
ん患者、高齢者の様々
な旅を紹介。「あきら
めないで旅するためのガイド」も掲載。

お箸で食べる洋食
ご飯とみそ汁に合う、土井家の絶品洋食!
土井善晴(どい・よしはる)著
講談社(講談社のお料理 BOOK)

香ばしい衣につつまれ
たコロッケ、はしで割
るとホロッとくずれる
ロールキャベツ、やわ
らかジューシーなハン
バーグ、こんがりアツ
アツなグラタン…。ご
飯とみそ汁に合っ
て、飽きずにまた食べ
たくなる洋食のおかずを紹介する。

クローバー
島本理生(しまもと・りお)著
角川書店 角川グループパブリッシング(発売)

ワガママで思いこみが
激しい、女子力全開の
華子。双子の弟で、や
や人生不完全燃焼気味
の理科系男子、冬治。
騒がしくも楽しい時は
過ぎ、やがて新しい旅
立ちの予感が訪れるー。

彩乃ちゃんのお告げ
橋本紡(はしもと・つむぐ)著 講談社

素朴で真面目で礼儀正
しい。一見ふつうの5
年生だけど彩乃ちゃん
には、見えている。周
りの人のちょっとした
未来が…。ふしぎな力
をもつ少女がひきおこ
す3つの奇跡を描く、
優しいファンタジック・ストーリー。

図書館 12月の催し物

お母さんお父さんのための絵本教室
12月7日(金) 午後2:00~

子ども映画会
12月22日(土) 午後2:00~

『シャーロットのおくりもの』
(オリジナル・アニメーション)
しずかなのうじょうのなやにすむ子
ブタのウィルバーとクモのシャーロット。
ある日シャーロットは、ハムにされる子
ブタをすくうため、「きせき」をおこす。

人形劇
12月23日(日) 午前11:00~

「たんげじいちゃんの わんぱく劇場
パート4」!とだいて、『ぼくとゆき
だるま』(音楽人形劇)『なきだしたびん
ぼうがみ』『腹話術 大ちゃんのトンチ
ンカン』の3本を上演します。甲良町初
お目見え!たんげじいちゃんのたのしい
人形劇をお楽しみに!

12月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

※ 23日の祝日は開館します。

クリスマス緊急指令
きよしこの夜、事件は起こる!
高田崇史(たかだ・たかふみ)著
講談社

街のにぎわいと裏腹
に、人が孤独になりが
ちなクリスマスには、
信じられないような出
来事が訪れる。大伴黒
主の和歌を最期に遺し
た男、三角関係で親友
に殺意を抱かれ苦悩するOLなど、全6
編を収録したハートフルミステリ。

名作映画会
12月23日(日) 午後2:00~
『どぶ』1954年制作

監督:新藤兼人
主演:乙羽信子 宇野重吉 他
人々が肩を寄せ合って暮らす工場地帯
の片隅の集落、河童沼。(通称“どぶ”)
そこに一人の宿無し女が転がり込んで
きた。彼女の名はツル。持ち前の明るさで
たくましく生きる彼女に、河童沼の住人
は次第に勇気づけられていく。しかし…。

【クリスマスふるくプレゼント】
12月22日(土) 開始!!
(なくなり次第終了)
今年も雑誌や本についてきた付録を、
皆さんにプレゼントします♪
掘り出し物もある…かも。
お楽しみに(*_*_*)

☆☆☆☆ お知らせ ☆☆☆☆
図書館は年末は、12月28日(金)
午後6時まで開館しています。

2008年1月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

■はおやすみです。

たんじょう 天使のほほえみ
1歳のおたんじょうびおめでとう!



こもり るあん
小森 聖杏ちゃん
12月24日(尼子)



つし ほのか
辻 帆乃華ちゃん
12月27日(正楽寺)



やまだ きょうすけ
山田 京介ちゃん
12月30日(長寺)

平成20年2月号『天使のほほえみ』掲載希望(H19年2月生のお子さん)の方は、12月17日(月)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さまの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合先 総務課 ☎38-5061 / 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314

第59回 人権週間 12月4日~10日

育てよう 一人一人の人権意識

~思いやりの心・かけがえのない命を大切に~

家庭で、職場で、学校で、
家族と、友達と、みんなと、
人権を考える1週間です。



人権イメージキャラクター
「人KEN まもるくん・人KEN あゆみちゃん」



子育て支援センター

ほっと館

だれもがホッとする場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん！

小・中・高校生・青年がおられる保護者のみなさんへ

こんな悩みにこたえます！

「子育て支援センター」では、小・中・高・青の相談をしています。平日は、いつでも受け付けます。お気軽におたずねください。勉強のこと、からだのこと、進路のことなど、なんでもOKです。「こんな相談、はずかしい」という声もありますが、それこそ大事な相談だと思います。まずはお電話を！



☎38-8003 『子育て支援センター』

子育て・子育てを支援します

1. 信頼する

人間のもつ可能性は無限です。愛に守られて子どもも大人も自分自身をよりよく変えつづけることができます。その「可能性を信頼する心」を大切に支援していきます。

2. 成長する

人はいつも「成長する」力があります。未来に向かってよりよく生きようとしています。そのために、親と子どもが共に育つ力を発揮できるよう支援していきます。

3. 自立する

多様な考え方や生き方を互いに敬いつつ、自分の行動や生き方を選んでいき、他者のためにはたらきかけができることが「自立」することであるという認識に立ち支援します。

* 12月の予定 *

◆利用時間	月～金 13:00～16:00
	土 9:00～12:00
◇乳幼児相談	13日(木)
◇小・中・高校生相談	19日(水)
◇保健師相談	20日(木)
◇土曜日相談	15日(土)
※上記以外の日は、栗山、日夏、山本がご相談に応じます。	



12月の親子ふれあい教室

19日(水) 保健センター	◇こあらくらぶ(0歳児)	◇かんがるーくらぶ(0歳児)
7日(金) 保健センター	◇すくすくひろば(1歳児)	◇にこにこひろば(1歳児)
10日(月) 保健センター	◇のびのびひろば(2・3歳児)	◇わいわいひろば(2・3歳児)



リフレッシュ講座の予定

- ◇手作りパンを焼いてみよう
 - 12月12日(水) 長寺センター
 - 1月17日(木) 長寺センター
- ◇魅力を引き出すメイクアップ
 - 2月 8日(金) 呉竹センター



問合先 子育て支援センター ☎38-8003 FAX.38-3400

健康ひろば

百害あって一利なし タバコの話

周囲の人の健康にも悪影響

できることなら禁煙したい。そんなふうに考えたら即実行です。

長く吸っている人は「今さらやめても・・・」と思うかもしれませんが、禁煙したその日から健康効果が現われます。平均して5年たてば、タバコの影響はほとんど感じられなくなり、10年以上たつと、肺ガンによる死亡率も非喫煙者とほぼ同じレベルまで下がります。また、タバコをやめると太ると考える人が多

いようですが、それよりも健康に及ぼす悪影響のほうがもっと恐ろしいのです。

また、親がタバコを吸う家庭では、子どもの喘息は3倍になると報告されています。子どもに喘息やアトピーがある場合は、まず家族がタバコをやめるのが一番の治療法です。

禁煙の効果

- 1日 血圧や脈拍は正常値近くまで下がる。手足の温度が上がる。血液中の酸素濃度が正常値まで上がる。
- 2～3日 嗅覚と味覚が戻り始める。ニコチンが身体から抜ける。呼吸が楽になる。
- 2～3週間 歩行が楽になる。心臓・肺機能の改善
- 1～9カ月 咳や疲れやすさが改善する。
- 5年 肺ガンになる確率が半分に減る
- 10年 肺ガンや咽頭ガン・食道ガンになる確率が減る



それでも、きっぱりやめる決心がつかないあなたに

タバコをやめる予行演習

～ 一日に吸う本数が40本以下なら、予行演習をしてみてください。～

1. その日に吸うタバコの本数を決め、毎朝その本数だけ持って出る。
2. 仕事中は3時まで吸わない、家では吸わないなど、タバコを吸う時間と場所を決める。
3. 食事のあとは2本まで、など一度に続けて吸う本数を減らす。

予行演習はあまり長く続けると息切れがして禁煙する意欲をなくします。2週間程度で予行演習を打ち切り禁煙に踏み切ってください。



禁煙に関するお問合わせは 保健福祉センター保健グループ保健師 (☎38-3314) までお電話ください。

地域包括
支援センター

認知症を正しく理解しよう

★認知症サポーター養成講座実施中★

認知症になっても『住み慣れた地域で安心して暮らせ、自分らしく生きられる地域づくり』を目指して、昨年度より認知症サポーター養成講座を実施しています。

現在、甲良町では219名の方が養成講座を受講されています。受講後、「以前と様子が違うと感じる方がいる」「介護で大変そう」などの相談が地域包括支援センターへ寄せられ、認知症の方やその家族への早期対応につながったり、さらに研修を重ね、字独自の取り組みを展開されるなど養成講座後の認知症に対する意識の高まりがみられています。

認知症サポーター養成講座実施状況

	実施日	対象者	参加者(人)
H18年度	2月13日	民生児童委員	24
	19日	尼子福祉委員会	22
	3月19日	健康推進員	20
H19年度	5月15日	横関老人会	40
	6月21日	介護者まてんの会	9
	7月20日	呉竹サロン	13
	8月23日	北落サロン	27
	10月17日	小川原サロン	38
	18日	在士サロン	26
		計	219

(H19.10.31 現在)



養成講座の様子

認知症サポーターになったからといって、何か特別な事をしないといけないというものではありません。認知症の方への言葉かけ、見守りなどあなたにも出来ることから始めてみませんか。

地域・職場などで「認知症サポーター」になってみようかなとお考えの方は、甲良町地域包括支援センターまでご連絡ください。



サポーター養成講座を受講された方には『オレンジリンク』をお渡します。オレンジリンクは認知症サポーターの証です。



メイトの高橋さん

★甲良町の取り組みを発表★

平成19年9月25日に、認知症の方とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくためのフォローアップ研修が、指導者とキャラバンメイトを対象に行われました。一市四町の代表者が、それぞれの活動報告をされ、今後の活動について意見交換を行いました。

甲良町からは、高橋ひろみさんがメイト代表として発表して下さいました。甲良町のサポーター養成講座の実施状況、養成講座を受講された方の感想、サポーターになっていただいた方の活動状況、今後の課題などをわかりやすく報告いただきました。

甲良町のメイトの積極的な活動に、他市町のメイトから賞賛の声も聞かれました。



認知症サポーター養成講座に関するお問い合わせ、相談は… 甲良町地域包括支援センター（保健福祉センター内） ☎ 38-5161 まで

高齢者の虐待を防ぎましょう

虐待問題の難しいところは、養護者自身が介護により心身共に疲れ切って、追いつめられていることが少なくないことです。高齢者の虐待を防ぐためには、第三者が介入することで虐待がエスカレートするのを防ぐこと、社会サービスの利用などで介護などの負担を軽減する方法をとることなどが重要です。



こんなことが虐待になります

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者（65歳以上の人）の虐待とは、家族など養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる次のような虐待と定義しています。



身体的虐待

- たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど

介護・世話の放棄、放任

- 空腹、脱水、低栄養状態のままにするなど
- おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

心理的虐待

- 排せつなどの失敗に対して恥をかかせること
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

経済的虐待

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

気づかずに虐待をしてしまうことも…

高齢者虐待に関する調査では、高齢者の介護や世話をしている半数以上の方が虐待に自覚がないという結果が出ています。不適切な対応の例を次に紹介しますので、チェックしてみてください。



- 言うことを聞かないので、手を出したり、ののしったり、逆に無視したりしている。
- 良いことと悪いことをわかってもらうため、たたきなどしてしつけをしている。
- 認知症のため徘徊するので、部屋に閉じこめている。
- 認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- 年金手帳、預貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを控えている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておくことがある。



介護などでお困り際には甲良町地域包括支援センター（☎ 38-5161 FAX.38-0077）までお気軽にご相談ください。

消 防

消防署だより

放火による火災の防止

①建物に対する放火防止対策

建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫、物置、車庫、共同住宅等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりでの放火がめだちます。施錠管理を徹底し、外部からの侵入を防ぐとともに、暗い箇所には照明器具を設置することも一つの工夫です。また、建物周囲に燃えやすい物を放置しておかずに、整理整頓し、住民一人ひとりが放火されない環境づくりに心がけましょう。



②車両に対する放火防止対策

路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバー等に放火されるケースがあります。不用意に車を放置しないよう心がけるとともに、ボディカバーには防災製品のものを使用しましょう。また、施錠がされていない車両の内部に放火されるケースも見られることから、車両の施錠管理を徹底しましょう。

③その他のものに対する放火防止対策

夜間、放置されたゴミや新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間、ゴミ集積場所は無人となるため、狙われるのです。ゴミ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで見直してみても良いでしょう。

ゴミは指定された場所、日時以外は搬出しないようルールを作り守ってもらい、住民一人ひとりのモラルの高揚を図ることも重要です。

④地域における放火防止対策

放火は不特定多数の人の生命、身体及び財産に危険をもたらす極めて悪質な犯罪です。放火の危険から地域社会を守るためには、町内会、自治会、自主防災組織、事業所等が一体となり、放火されにくい環境を作ることが重要です。

また、日頃から防火講習会や防火・防災訓練等を実施し、地域住民の防火意識を高めることも大切です。

以上、放火されないために、「手間」と「人目」をかけ、放火されにくい環境を作りましょう。



実施し、地域住民の防火意識を高めることも大切です。以上、放火されないために、「手間」と「人目」をかけ、放火されにくい環境を作りましょう。

問合せ先 彦根市消防本部 犬上分署 ☎ 38 - 3130

石油ストーブなどの安全な取り扱い

①使用にあたっての注意事項

ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。例えば、カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用することやストーブの上に洗濯物を干さないことが考えられます。また、ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険があるものは使用しないようにしましょう。



②使用方法

取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用することが大事です。

石油ストーブに灯油を給油する場合は、ストーブの火は必ず消すことやカートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めたかを確認することも大事です。

③点火及び消火の確認

点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。また、就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認しましょう。

④設置方法

地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは、固定すること。また、煙突がついているものは、金属や支線等を使用して固定しましょう。

⑤点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は販売店等に修理を依頼しましょう。

⑥危険物の保管

灯油等の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る奨励マーク若しくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉しましょう。

保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた場所に保管しましょう。また、地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないよう心がけましょう。



暖房器具からの出火のほとんどが取扱い上の不注意によるものです。暖房器具を使用される時は注意点を忘れずに日頃から火災予防に努めていただきたいと思います。

年 金

国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象になります！

国民年金保険料は、年末調整や確定申告などの所得の申告の際、納付された保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

平成 19 年分の所得から控除されるのは、平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までに納付された保険料です。過去の納め忘れの保険料を納付した

場合や、家族の方の保険料を納付した場合も社会保険料控除の対象になります。

新しい年を迎えるにあたり、納め忘れがないかご確認ください。

※社会保険事務所では、一定の所得がありながら、度重なる納付催告にもかかわらず納付がない方を対象に、国税徴収法の例による督促及び滞納処分（財産の差押え）を行っています。

一部納付（一部免除）が承認された方へ！保険料の納付はお済みですか？

保険料免除を申請され、一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）が承認された方は、保険料の納付が必要です。

保険料の納付がない場合は、「納め忘れ」と同じ取扱いになりますのでご注意ください。

納期限は翌月末です。また、納期限より2年を経過すると納付することができません。

お手元に納付書がない場合は、お近くの社会保険事務所 国民年金業務課へご連絡ください。

【保険料額】

	平成 19 年 4 月分 ～平成 20 年 3 月分	平成 18 年 7 月分 ～平成 19 年 3 月分	平成 18 年 4 月分 ～平成 18 年 6 月分	平成 17 年 11 月分 ～平成 18 年 3 月分
4 分の 1 納付 (4 分の 3 免除)	月額 3,530 円	月額 3,470 円	—	—
半額納付 (半額免除)	月額 7,050 円	月額 6,930 円	月額 6,930 円	月額 6,790 円
4 分の 3 納付 (4 分の 1 免除)	月額 10,580 円	月額 10,400 円	—	—

※ 4 分の 1 納付・4 分の 3 納付は、平成 18 年 7 月からスタートした制度です。

「扶養親族等申告書」の提出はお済みですか？

高齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。

課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」を送付されますので必ず提出してください。

提出がない場合は、各種控除が受けられず、所得税が多く徴収されることとなります。提出忘れがないかも一度ご確認ください。

問合せ先 彦根社会保険事務所 ☎ 23 - 1114

救急診療

年末年始の救急歯科診療日程

12 月 29 日 (土)	中川歯科医院	彦根市京町 2 丁目 8 - 20	☎ 27 - 3118
12 月 30 日 (日)	たなか歯科クリニック	彦根市西今町 1131 - 15	☎ 27 - 3355
12 月 31 日 (月)	長寿歯科医院	彦根市平田町 422 - 13	☎ 26 - 1993
1 月 1 日 (火)	三希子歯科	彦根市西今町 21 - 1	☎ 26 - 5069
1 月 2 日 (水)	白石歯科	彦根市野良田町 325 - 5	☎ 43 - 2017
1 月 3 日 (木)	野村歯科医院	彦根市原町 180 - 28	☎ 26 - 5183

* 診療時間：午前 9 時より午後 3 時 30 分まで

統計調査 **工業統計調査**

製造事業所の皆様へ

経済産業省・滋賀県甲良町

経済産業省では、工業統計調査を平成 19 年 12 月 31 日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

皆様から御提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

お知らせ

**滋賀県パスポートセンター
「米原出張窓口」からのお知らせ**

平成 19 年 12 月 25 日（火）、平成 20 年 1 月 15 日（火）は、滋賀県立文化産業交流会館が休館日のため、休業させていただきます。

なお、大津の窓口（ピアザ淡海、大津市におの浜一丁目 1 - 20）は、土曜日・日曜日・祝日を除き、通常どおり申請受付業務を行っています。

問合先 滋賀県パスポートセンター 田村
電話 077 - 527 - 3323
FAX 077 - 527 - 3329

お知らせ

食品表示について

JAS 法による食品表示制度で、主な原材料の産地表示が義務づけられている加工食品に、平成 19 年 10 月 1 日より「緑茶飲料」「あげ落花生」が追加（平成 21 年 9 月 30 日まで経過措置があり、その後は完全義務化）されました。

詳しくは、滋賀農政事務所 表示・規格課まで。また、食品表示についての情報、問い合わせを「食品表示 110 番」でお待ちしております。食品表示講師派遣依頼もお気軽にどうぞ。

近畿農政局滋賀農政事務所
☎ 0749 - 52 - 5890 (代)

最低賃金 **滋賀県の最低賃金**

守ろう! 確かめよう!
この最低賃金
滋賀県 最低賃金
1時間 677円
平成 19 年 10 月 25 日発効
特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

厚生労働省

電気

**電気の子メータの取り替え
又は再検定を受けるには・・・**

子メータの修理調整は、経済産業大臣に届け出た届出修理事業者でなければできません。詳しいことは下記へお気軽にご相談ください。

関西地区届出修理事業者

- 株式会社エネゲート 本社 ☎ 06 - 6458 - 7301
- 株式会社エネゲート 京都事業所 ☎ 075 - 672 - 3155
- 株式会社エネゲート 尼崎事業所 ☎ 06 - 6491 - 5221



プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

12月

月	火	水	木	金	土	日
					1 教室日	2
3	4	5 教室日	6	7 教室日 シルバーデー	8 教室日	9
10	11	12 教室日	13	14 教室日 シルバーデー	15	16
17	18	19	20	21 シルバーデー	22	23
24	25	26	27	28 シルバーデー	29	30
31 休館日						

□ 休館日 (△はプールのみ休館) / ■ シルバーデー

2008年1月

月	火	水	木	金	土	日
	1 休館日	2 休館日	3 休館日	4 教室日	5 教室日	6
7	8 休館日	9 教室日	10	11 教室日 シルバーデー	12 教室日	13
14	15 休館日	16 教室日	17	18 教室日 シルバーデー	19 教室日	20
21	22 休館日	23 教室日	24	25 シルバーデー	26 教室日	27
28	29 休館日	30 教室日	31			

温水プール一般開放

時間 ▶ 13:00 ~ 21:00 (日曜日は 20 時まで)
※保護者同伴でない中学生以下は 19 時まで

入場料 ▶ 大人 500 円
中人 300 円 (中学生)
小人 200 円 (5 歳~小学生)

※ 4 歳以下は無料
※ 障害者手帳をお持ちの方と、介助者 1 人は上記料金の半額です。
※ H19.12.18 ~ H 19.12.31 は、プール塗装工事のため休館です。
ご理解とご協力をお願いします。

香良の湯

入浴時間 ▶ 13:00 ~ 20:00
入浴料 ▶ 大人 200 円 (中学生以上)
小人 100 円 (小学生)
※ 障害者手帳をお持ちの方は半額です。

シルバーデー 毎週金曜日、甲良町内にお住まいで 65 歳以上の方に限り、無料になります。

問合先 香良の湯 ☎ 38 - 5155

納付のお知らせ

税務課 ☎ 38 - 5064

税 目	期 別	納期限
固定資産税	第 3 期	1 月 4 日
国民健康保険税	第 7 期	

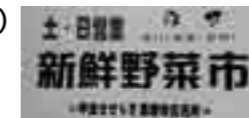
■ 納期限までに納めましょう。
納期限までに納付されない場合は、督促手数料や延滞金が加算されることになります。
■ 口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします。



12月の直売所

営業時間 ▶ 毎週土曜日 9 時 ~ 15 時
毎週日曜日 9 時 ~ 12 時 30 分

場 所 ▶ 北落地先
(国道 307 号線沿い)
☎ 38 - 2744



12月の総務課 住民グループ窓口業務時間延長日は 14日(金)と 26日(水)です。

(旧住民課)
午後 7 時まで窓口業務を延長します。

業務内容

- ① 住民票の写しの交付
- ② 戸籍抄本・謄本の交付
- ③ 印鑑登録
- ④ 印鑑証明の交付
- ⑤ 外国人登録原票記載事項証明書の交付

閉庁時間帯(休日・時間外)の受付について

閉庁時間帯(休日・時間外)は住民票等の異動事務(転出・転入・転居等)及び、証明発行業務(戸籍・住民票・印鑑証明等)は受付できませんので、ご注意ください。
戸籍の届出(婚姻・離婚・出生・死亡等)は閉庁時間帯でも届出できますが、関連する手続きに後日再度来庁頂くことがありますのでよろしくご留意致します。

問合先 総務課 住民グループ ☎ 38 - 5063

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

12月後半分

会場：保健福祉センター

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
健康診査				
乳児健診4ヶ月 及び BCG 予防接種	17日(月)	13:00～13:30	H19年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG 予診票
乳児健診10ヶ月	17日(月)	13:30～14:00	H19年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳 質問票
1歳6ヵ月検健診	19日(水)	13:00～13:30	H18年5月・6月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
子育てサークル				
スキップランド	14日(金)	10:00～11:00	0歳から保育園に入園していないお子さんとその 家族の方	とくにありません
あおぞら	20日(木)	9:30～11:30	1～3歳で保育園に入園していない子どもとその 家族の方	お茶・コップ
個別予防接種 下記の日時に 若松医院で直接接種 を受けてください。				
麻疹風疹	20日(木)	9:00～12:00	H18年11月生まれの児 2歳未満で麻疹、風疹どちらも未接種の児	母子手帳・予診票

1月前半分

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
健康診査・健康相談				
整形外科健診	7日(月)	9:00～9:30	H19年10月・11月生まれの児	母子手帳・質問票
子育て相談	8日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を 行います	母子手帳
2歳6ヵ月健診	10日(木)	9:30～10:00	H17年5月・6月生まれの児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
予防接種				
三種混合	8日(火)	13:15～14:00	【1期初回】生後3か月以上の児 【1期追加】1期初回3回目接種後、1年経過している児 ※7歳6か月未満の児でまだ接種できていない児 ただし1年6ヶ月以上あかないように注意してください。	母子手帳・予診票
子育てサークル				
スキップランド	15日(火)	10:00～11:00	0歳から保育園に入園していないお子さんとその 家族の方	とくにありません
あおぞら	16日(水)	9:30～11:30	1～3歳で保育園に入園していない子どもとその 家族の方	お茶・コップ

問合せ 保健福祉センター（保健師） ☎ 38-3314・38-5151

ひとのうごき

2007年(H19)11月1日現在

人口	8,119人	(+1)
男	3,898人	(±0)
女	4,221人	(+1)
世帯数	2,405世帯	(+5)

() 内は前月の比較 (+o+)

今月のひとこと

いつも 通り過ぎて見逃してしまう。

いえ、見ていても記憶に残っていない。
そんな大切なものがたくさんあります。

皆さんは今まで生活の中で大切なものを
必ず見つけているはずです。そのことを思
い出すために取り扱うべきものがあり、
そのためには道具が必要です。

その道具とは・・・

早く見つけないと大変なことになりそう

